平成２３年（フ）第２９１３号
札幌市東区伏古８条２丁目10番18号
債務者　松永　美雪
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７０号
札幌市白石区栄通17丁目６番17号　メゾンド栄Ｅ号
債務者　豊留　雄二
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８４号
札幌市東区北丘珠３条２丁目３番21号
債務者　本間ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１００号
札幌市手稲区富丘３条２丁目５番26号
債務者　長谷川睦子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１６８号
札幌市北区麻生町４丁目１番４―602号
債務者　簑島　正征
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２０４号
札幌市中央区南３条東２丁目４番地７　２条ＧＣビル301号
債務者　高橋　理奈
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
北海道稚内市萩見５丁目30番３号　レオパレス若葉台Ａ205
債務者　橋爪　俊郎
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第３８９号
群馬県伊勢崎市香林町１丁目156番地１
債務者　田中　政春
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉18番地２　ミントハウス105号
債務者　松本　　勝
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
群馬県前橋市上細井町817番地
債務者　大谷　良彦
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田622番地15　プリメーラ上新田Ｂ101
債務者　下田　政枝
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
群馬県伊勢崎市下植木町772番地38　サンレジデンス植木Ⅲ203、住民票上の住所群馬県太田市藤阿久町914番地６
債務者　亀井　　歩
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕4693番地１　グリーンヴィレッジ高橋Ａ201
債務者　三ツ石一生
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
群馬県前橋市総社町植野182番地５　レオパレスカームネス104号
債務者　木村　靖男
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
群馬県前橋市後家町121番地１
債務者　小池　星輝
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
群馬県渋川市渋川2624番地１
債務者　牛丸　勝廣
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
石川県金沢市藤江北４丁目370番地　レオパレス・アルビレオ104、申立時の住所群馬県高崎市上中居町278　アルファスペース304
債務者　山神　潤一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部